

## 政府に対する要望決議（案）

- 一、平成3年6月12日付け衛浄第32号厚生省生活衛生局水道環境部長通知において「下水道の処理区域においては、合併処理浄化槽は遅滞なく下水道に接続されるものであること。」とあるが、浄化槽は公共用水域の水質保全並びに生活環境の改善及び保全を図る上で有効な施設であるため、「公衆衛生の見地から著しく不適切な場合を除き、下水道への接続義務を免除すること」と改められたいこと

（環境省）

- 一、東日本大震災で、下水道は壊滅的な被害を受けトイレが使用不能となった。南海トラフ巨大地震の発生が想定される中、国土強靱化対策の一環として避難場所には浄化槽の設置を義務付けられたいこと

（環境省）

- 一、我が国における家族構成は、1人世帯が32.4%、2人世帯で27.2%、3人世帯では18.2%、4人世帯を含めると92%が4人以下の家族で構成されており、浄化槽の保守点検回数は、地域一律・会社一律で不必要な回数を定めるのではなく、国民の立場に立ち、10人槽以下の浄化槽では「通常の使用状態においては4月に1回、通常の使用状態でない場合は、定められた回数以上とする」と改められたいこと

（環境省）

- 一、浄化槽の維持管理は、経時的な管理や連携した維持管理が必要であると「廃掃法の解説」や通知で示されていることから、電子化により経時的かつ連携が図れる記録票を具体的に示されたいこと

（環境省）

- 一、浄化槽法第11条法定検査は、保守点検、清掃が適正に行われ、浄化槽が正常に機能しているか否かを確認するものであるが、受検率向上のため、指定採水員制度で保守点検業者が法定検査の一部を行い、その結果で判断することは信頼性の確保ができないことから、指定採水員制度には、暫定期間を設けられたいこと

（環境省）

- 一、浄化槽送風機は停止後3日程で水質悪化することを踏まえ、公共用水域の水質保全の観点から、新設される浄化槽に対し送風機停止警報器常設を省令化されたいこと

（環境省）

- 一、市町村が、同一区域内で複数の業者に区域を定めず許可を与えると、責任が不明確になり、浄化槽清掃率は50%以下となるため、廃掃法第7条第11項の規定を「一般廃棄物の収集を行う区域を定めることとし、その他、生活環境の保全上必要な条件を付することができる」とされたいこと

（環境省）

一、循環型社会を形成するためには、住民の積極的参加と意識向上が不可欠であることから、地元一般廃棄物処理業者を活用したリサイクルシステムを構築されたいこと  
(環境省)

一、リサイクルと称した、一廃・産廃の違法混載など不適切な処理を無くすため、処理責任を明確にした、一般廃棄物処理計画策定の指導を強化されたいこと  
(環境省)

一、人口減少地域における生活排水処理対策を推進する観点から、集落排水事業は、管路を必要としない一戸の個別処理からに拡充されたいこと  
(農水省)

一、農業集落排水処理施設は、農地還元を目的とされており、発生する汚泥のリサイクルは、平成 24 年度末で 65%、処理水は 79%に止まっていることから、さらに循環型社会を推進されたいこと  
(農水省)